

○松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例

昭和 56 年 12 月 23 日

条例第 56 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民(松本市への通勤・通学者等を含む。)の自転車の安全利用及び自転車等の秩序ある適正な駐車対策の推進について必要な措置を定めることにより、もって安全で快適なまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は道交法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 防犯登録 自転車の販売に関する事業団体又は企業が行う防犯登録をいう。
- (4) 公共の場所等 道路、公園、駅その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第 4 条 自転車等の利用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車の所有者は、その所有する自転車について防犯登録をしなければならない。
- (2) 自転車の所有者は、盗難防止のため、自転車に施錠ができるようにしなければならない。
- (3) 自転車の利用者は、歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全利用に努めなければならない。
- (4) 自転車等の利用者は、公共の場所等では、指定された場所以外に自転車等をみだりに放置し、良好な生活環境を悪化してはならない。
- (5) 自転車等の利用者は、市の実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第 5 条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、自転車駐車場用地の提供又は自転車駐車場の設置について市から申入れがあったときは、積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第 6 条 商業地域及び近隣商業地域内において、百貨店、スーパーマーケット、その他の小売店、銀行等の金融機関、遊技場、観覧場、公共施設その他市長が特に必要と認める施設で 300m<sup>2</sup>を超えるものを新築し、又は、増改築しようとする

する者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車駐車を設置しなければならない。

- 2 前項に定める施設以外の施設を新築し、又は、増改築しようとする者は、自転車駐車の設置に努めなければならない。

(自転車駐車場設置基準)

第7条 前条に規定する自転車駐車場についての面積の基準、その他必要な事項は規則で定める。

(既存施設の設置者の協力)

第8条 第6条の規定に該当する既存施設の設置者においても、自転車等の駐車需要に応じた自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

- 2 市長は、自転車駐車の設置が困難な施設の設置者に対して、必要な指導をすることができる。

(自転車の小売を業とする者の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等、自転車の安全利用のために必要な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

(道路管理者等の責務)

第10条 道路管理者及び商店街等の関係者は、公共の場所等において自転車等が放置されないよう相互に協力しなければならない。

(放置整理区域)

第10条の2 市長は、良好な生活環境を保持するため、自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されている公共の場所等について、放置整理区域を設けることができる。

- 2 市長は、放置整理区域を設けるときは、その旨を告示するものとする。

- 3 市長は、必要と認めるときは、放置整理区域を変更し、又は解除することができる。

- 4 前項の規定により放置整理区域を変更し、又は解除しようとするときは、第2項の規定を準用する。

(指導及び警告)

第10条の3 市長は、放置整理区域において、自転車等を駐車し、又は駐車しようとする者に対し、当該自転車等を自転車駐車場又は放置整理区域以外の適切な場所に移動するよう指導し、当該自転車等を撤去する旨を警告するものとする。

(放置自転車等の撤去及び保管等)

第11条 市長は、放置自転車等(放置整理区域において、一定時間を経過しても利用に供されていない自転車等をいう。以下同じ。)を撤去し、保管することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等市長が特に必要と認めるときは、放置自転車等を直ちに撤去し、保管することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により放置自転車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により放置自転車等を撤去する場合において、放置自転車等と道路の附属物等が鎖その他撤去を妨げるものにより繋がれているときは、鎖その他撤去を妨げるものを撤去に必要な限度において除去することができる。

(証明書の提示)

第11条の2 第10条の3の規定により指導及び警告を行う者並びに前条第1項及び第2項の規定により放置自転車等の撤去を行う者は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(保管した自転車等の措置)

第12条 市長は、第11条第1項又は第2項の規定により保管した自転車等(以下「保管した自転車等」という。)で所有者の確認ができる自転車等については、当該所有者に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の措置を講じた後、なお、所有者の現れない自転車等及び所有者不明の自転車等については、前条第3項の規定による告示のあった日から起算して6月保管するものとする。
- 3 保管した自転車等につき前条第3項の規定による告示のあった日から相当期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき買取人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 市長は、前項前段の措置を講じた後、第2項に規定する保管期間内に当該自転車等の所有者が引き取りに来たときは、その売却した代金に相当する額を返還するものとする。
- 5 市長は、第2項に規定する保管期間が経過してもなお所有者に返還することができない自転車等については、処分することができる。

(誓約書の提出)

第13条 市長は、保管した自転車等の所有者が引き取りに来たときは、当該自転車等の所有者に対して誓約書の提出を求めることができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、保管した自転車等について、撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の所有者から徴収する。この場合において、保管した自転車等が盗難その他所有者の責によらない事由により放置されたものであるときは、当該費用を徴収しないものとする。

(免責)

第14条の2 市長は、第11条第1項及び第2項の規定により放置自転車等を撤去し、保管した場合並びに同条第4項の規定により鎖その他撤去を妨げるものを撤去に必要な限度において除去した場合において、その撤去及び保管並びに

除去により、保管した自転車等の所有者又は利用者に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和 57 年規則第 11 号で昭和 57 年 5 月 1 日から施行。ただし、第 15 条の規定は、同年 4 月 15 日から施行)

附 則(昭和 61 年 9 月 26 日条例第 41 号)

この条例は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 9 月 26 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松本市自転車の安全利用に関する条例の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用登録に係るものから適用し、施行日前の使用登録に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和 63 年 7 月 2 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 26 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 22 日条例第 175 号)

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。